

# J F 共済の概況等について

---

令和5年4月  
水産庁

# 1 漁協の共済事業について

- 共済事業とは、組合員の事業・生活に生じた事故による損失を救済する事業（普通厚生共済（長期）、生活総合共済（長期）、乗組員厚生共済（短期）、団体信用厚生共済（短期）など）
- 漁協と全国共済水産業協同組合連合会（共水連）の共同元受方式により事業を実施。
  - ・ 漁協は、普及・推進、契約締結、掛金徴収事務等を行い、
  - ・ 共水連は、商品開発、責任準備金の積立・運用、支払査定事務、共済金の支払等を行う。
  - ・ 共済金の支払責任は共水連が100%保有。
  - ・ 共水連の会員は、漁協、漁連、水産加工協等で、950会員（令和3年度末）。職員数は388人（令和3年度末）。
- 共済契約の対象者は主として、漁協の組合員であり、組合員は漁業に関係する者に限定。
  - ・ 漁協の正組合員は、漁民、漁業法人等で約12万人（令和2年度末）。
  - ・ 漁協の准組合員は、正組合員以外の漁民及び漁業法人、水産加工業者、遊漁船業者等で約15万人（令和2年度末）。

○JF共済及びJA共済の財務データ(令和3年度)

	保有契約高	契約保有件数	共済掛金	支払共済金	総資産
JF共済	1.1兆円	369,809件	347億円	400億円	4,513億円
JA共済	91兆円	22,022,211件	28,656億円	18,646億円	581,926億円
JF:JA	1:91	1:60	1:83	1:47	1:129

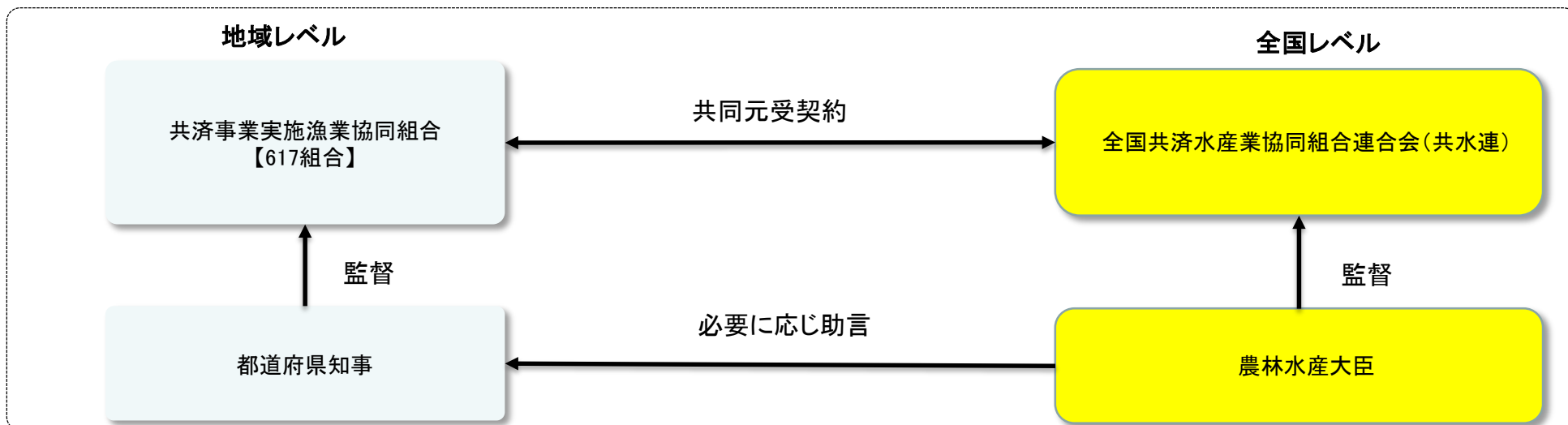
(注1) JF共済の保有契約高、契約保有件数、共済掛金及び支払共済金は、普通厚生共済及び漁業者老齢福祉共済のもの。

(注2) JA共済の保有契約高、契約保有件数、共済掛金及び支払共済金は、生命総合共済のもの。

資料:各社ディスクロージャー誌

## 2 漁協の共済事業の監督について

- 漁協の共済事業については、水産業協同組合法及び同法施行規則により、保険会社と同レベルで規制(平成20年～)。
  - ・ ディスクロージャーの義務化・罰則導入
  - ・ 利用者への重要事項説明などの義務化
  - ・ ソルベンシー・マージン比率による経営の健全性判断
  - ・ 監督官庁による早期是正措置の導入
- 平成30年の水協法改正により、「情報提供義務」「意向把握義務」を導入し、顧客本位の業務運営を実践。
- 漁協の共済事業は都道府県が、共水連は農林水産省が監督。
- 法律に基づく監督権限には、報告徴求(第122条)、検査(第123条)、早期是正措置(第123条の2)、必要措置命令等(第124条)がある。



### 3 漁協の共済事業の推進態勢について

- JF共済の事業推進目標は、共水連が都道府県域別に策定。
- 共済契約の普及・推進は共済事業実施漁協が担当。
  - ・ 漁協は零細であり、かつ、販売事業や購買事業が主体であるため、共済事業を担当する漁協職員は平均で1人未満。
  - ・ 全国38都道府県にある共水連の支店等が漁協を手厚くサポートしているが、漁協及び共水連職員ともに契約件数等のノルマは課されていない。
- 共水連職員の業績評価は営業成績のみならず、各種の項目を用いて総合的に判断。
  - ・ 職員自身等を契約者とした実績作りのための契約の有無は、毎年確認・調査を実施。
- JF共済は、離島・半島など漁村地域で生活し、漁業という特殊な環境で働く組合員のためにも必要な事業。
  - ・ 共水連は、組合員等の暮らしの保障に万全を期すとともに、剰余は契約者へ契約者割戻し、会員へ配当金として分配。

#### ○ 漁協と農協の職員数

令和2年度 1組合平均	漁協	農協
組合員数	315人	17,748人
職員数	13人	317人
共済事業担当職員数	0.65人	58.8人

資料：「水産業協同組合統計表」及び「総合農協統計表」

#### ○ 共水連の割戻準備金及び出資配当額

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
割戻準備金	168百万円	166百万円	162百万円
出資配当金	159百万円	159百万円	212百万円

資料：共水連ディスクロージャー誌